池田町新規就農希望者営農指導補助金運用要領

（目的）
第１条 この要領は、新規就農希望者営農指導補助金の支給等について、池田町補助金等交付規則（平成２年制定）及び池田町補助金等交付基準（平成 16 年制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付要件）
第２条　補助金の交付については、営農指導者及び新規就農希望者が下記の要件を満たしている者とする。
（１）新規就農希望者が営農指導者の３親等以内の親族でないこと。
（２）新規就農希望者は営農指導開始時点で５０歳未満であること。
（３）交付申請年度より前に営農指導を開始していないこと。

（補助金の交付対象者の審査）
第３条　補助金の交付対象者については、池田町農業担い手育成センター（池田町農業構造政策推進協議会経営部会）で下記項目を審査する。
（１）経営規模及び経営作目等が就農希望者の希望と合致しているか。
（２）経営継承後も十分な農業所得を得ることが見込めるか。
（３）所有機械及び所有施設等を円滑に就農希望者に継承することが見込めるか。
（４）適切な営農指導計画が立てられているか。
（５）営農指導及び経営継承等を行うことに家族又は構成員の同意が得られているか。
（６）その他、補助金支給に必要な事項

（新規就農希望者の審査）
第４条　新規就農希望者については、池田町農業担い手育成センター（池田町農業構造政策推進協議会経営部会）で下記項目を審査する。
（１）経営継承又は新規就農を行うために十分な自己資金を有している又は資金確保の見込みがあるか。
（２）希望経営規模及び希望経営作目が営農指導者の経営と合致しているか。
（３）希望経営規模及び希望経営作目及び独立時目標所得は整合性が取れているか。
（４）経営継承又は新規就農を確実に行うと見込める志望動機となっているか。
（５）経営継承又は新規就農を確実に行うと見込める土地・機械取得計画等を立てているか。
（６）その他、経営継承又は新規就農に必要な事項

（補助金の交付申請）
第５条　補助金の交付申請については、営農指導を行う又は行った年度内に申請する。
２　交付申請は別紙参考様式に準じて書類等を整備し申請する。

（補助金の交付）
第６条　補助金の交付については、交付決定がされた時から、営農指導を開始した月にさかのぼって交付する。

２　補助金の請求を行う者は、請求書と併せて営農指導報告書を提出する。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別紙参考様式１　新規就農希望者確認表

フリガナ	
氏名	
生年月日	
現住所	
電話番号	
メールアドレス	
自己資金 （申請時点）	
独立時見込資金	
農業経験	（　　）農業法人等での勤務経験がある （　　）学校又は農家での研修経験がある （　　）経験がない （　　）その他（具体的に：　　）
希望経営形態	畑作　・　野菜　・　肉牛　・　酪農　・　その他（　　）
希望経営規模	ha・頭
希望作目・部門	小麦　・　大豆　・　小豆　・　菜豆　・　甜菜　・　馬鈴薯 野菜（具体的に：　　）・　その他（　　） 乳用牛　・　肉用牛　・飼料作物（ﾃﾞﾝﾄｺｰﾝ　・　牧草　・　その他（　　））
独立時目標所得	
運転免許の有無	有（普自（ＭＴ／ＡＴ）　・　大型自　・　大型特殊・その他（　　）） 無
所持免許・資格	
就農志望動機	

□　記載した個人情報を担い手センター内で共有することに同意します。

□　経営継承又は新規就農等について家族（構成員）の同意を得ています。

別紙参考様式２　営農指導者確認表

フリガナ	
氏名	
生年月日	
現住所	
電話番号	
メールアドレス	
経営形態	畑作　・　野菜　・　肉牛　・　酪農　・　その他（　　）
経営規模	ha・頭
作目・部門	小麦　・　大豆　・　小豆　・　菜豆　・　甜菜　・　馬鈴薯 野菜（具体的に：　　）・　その他（　　） 乳用牛　・　肉用牛　・飼料作物（ﾃﾞﾝﾄｺｰﾝ　・　牧草　・　その他（　　））
直近３年間の農業所得	
所有機械	
所有農業用施設	
農業従事者構成（申請時点）	

□　記載した個人情報を担い手センター内で共有することに同意します。
□　営農指導及び経営継承等について家族（構成員）の同意を得ています。

別紙参考様式３　営農指導・研修計画

１年目

月	指導研修内容

別紙参考様式３　営農指導・研修計画

２年目

月	指導研修内容

別紙参考様式３　営農指導・研修計画

３年目

月	指導研修内容

別紙参考様式４　営農指導報告書

新規就農希望者名：

営農指導者名：

年　　月分

日	指導研修内容